［項を削る。］

4～10　［略］

（学校体育室並びに企画官、スポーツ広報戦略専門官、スポーツ動向調査官、スポーツ研究成果活用推進専門官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　政策課に、学校体育室並びに企画官一人、スポーツ広報戦略専門官一人、スポーツ動向調査官一人、スポーツ研究成果活用推進専門官一人、武道推進調査官一人、教科調査官三人及びスポーツ振興投票専門官一人を置く。

2～8　［略］

9　スポーツ研究成果活用推進専門官は、スポーツに関する科学的研究の成果の活用に関する専門的事項についての調査、援助及び助言並びに連絡調整に当たる。

10～12　［略］

（外国調査官、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条　国際課に、外国調査官、国際スポーツ大会専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

2　［略］

3　国際スポーツ大会専門官は、国際的な規模において行われるスポーツ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

［項を削る。］

4　病院支援専門官は、大学の附属病院の組織及び運営一般に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

5～11　［同上］

（学校体育室並びに企画官、スポーツ広報戦略専門官、スポーツ動向調査官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　政策課に、学校体育室並びに企画官一人、スポーツ広報戦略専門官一人、スポーツ動向調査官一人、武道推進調査官一人、教科調査官三人及びスポーツ振興投票専門官一人を置く。

2～8　［同上］

［項を加える。］

9～11　［同上］

（外国調査官、国際スポーツ大会専門官、ラグビーワールドカップ推進専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官）

第七十六条　国際課に、外国調査官、国際スポーツ大会専門官、ラグビーワールドカップ推進専門官及びアンチ・ドーピング支援専門官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

3　国際スポーツ大会専門官は、国際的な規模において行われるスポーツ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（オリンピック・パラリンピック課及び参事官並びにラグビーワールドカップ推進専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　ラグビーワールドカップ推進専門官は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会に関する専門的事項についての調査、指導及び助言並びに連絡調整に当たる。

5　［同上］

（会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官）

第七十九条　政策課に、会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官一人を置く。

2～7　［略］

（地域日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官）

第八十二条　国語課に、地域日本語教育推進室並びに日本語教育調査官、日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官それぞれ一人を置く。

2　地域日本語教育推進室は、地域における外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地域日本語教育推進室に、室長及び地域日本語教育調整専門官一人を置く。

4　地域日本語教育調整専門官は、地域における外国人に対する日本語教育に関する専門的事項についての調整、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

5　日本語教育調査官は、外国人に対する日本語教育に関する調査、指導及び助言（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局、地域日本語教育推進室並びに日本語教師養成専門官及び日本語教育評価専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　日本語教師養成専門官は、日本語教師の養成及び研修に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

7　日本語教育評価専門官は、日本語教育の評価に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官）

第七十九条　政策課に、会計室及び文化政策調査研究室並びに企画官二人を置く。

2～7　［同上］

（日本語教育専門官）

第八十二条　国語課に、日本語教育専門官一人を置く。

2　日本語教育専門官は、外国人に対する日本語教育の振興に関する専門的事項（外交政策に係るもの並びに総合教育政策局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］